

## 第6次朝霞市障害者プラン・第7期朝霞市障害福祉計画・第3期朝霞市障害児福祉計画(素案)に関するパブリック・コメント実施結果

### 1 結果概要

(1) 目的	<p>朝霞市では、平成30年3月に策定した「第5次朝霞市障害者プラン」が令和5年度で終了し、また、令和3年3月に策定した「第6期朝霞市障害福祉計画・第2期朝霞市障害児福祉計画」が令和5年度で終了します。</p> <p>そのため、障害の有無に関わらず、互いに支え合い、安心して充実した生活を共に送ることができる社会を構築するとともに、多様化するニーズに対して、障害福祉サービスや相談支援等を計画的に提供することを目的として、「第6次朝霞市障害者プラン・第7期朝霞市障害福祉計画・第3期朝霞市障害児福祉計画」の策定を進めています。</p> <p>このたび、第6次朝霞市障害者プラン・第7期朝霞市障害福祉計画・第3期朝霞市障害児福祉計画(素案)がまとまりましたので、皆様から広く御意見を募集します。</p>
(2) 募集期間	令和5年11月1日(水)～11月30日(木)
(3) 意見提出の対象者	市内在住・在勤・在学の方、市内に事務所・事業所を有する方(法人を含む)、この計画に利害関係を有する方
(4) 公表資料	第6次朝霞市障害者プラン・第7期朝霞市障害福祉計画・第3期朝霞市障害児福祉計画(素案)
(5) 意見提出者・意見数	19者、86件

### 2 提出された意見等

提出された意見及び意見に対する市の考えは、次ページ以降に掲載しています。

番号	ページ	見出し等	意見等	市の考え・対応等	修正有無
1	86	駅などの公共施設等のバリアフリー化の促進	朝霞台駅のホームドアの設置、段差の解消を東武鉄道に対し、早期建設と早期完成をして欲しい。	担当課より、東武鉄道に対して朝霞台駅の駅舎の改修とエレベーター、ホームドアの設置について要望しております。	無
2	85、70	歩道の整備、交通安全運動の実施、パーキングパーミット制度の周知啓発	朝霞駅南口及び東口周辺には道路の段差を解消して欲しい。また、道路が狭小あるため、市民や企業者などに対し、交通ルール遵守や駐車場の障害者用の理解を周知してください。	道路整備や交通安全等については、重要なものとしており、各施策に位置づけ取り組んでおります。いただいた意見につきましては、関係課と共有し、今後の業務の参考とさせていただきます。	無
3	68	手話通訳者の設置	手話通訳について、市役所内で手話通訳の設置がないため、手話通訳士の資格を持つ職員の増員や、手話通訳士のボランティアで市役所内に聴覚障害の市民、聴覚障害のお客さんに対応できるよう、早期に設置していただきたい。ちなみに、川越市や東京都等の自治体の取り組みが既に実施中である。是非、参考にして朝霞市でも優しい対応がある街にしていきたい。	現在市役所内において2名の手話通訳者を設置して、庁内各課における手続きや様々な相談業務に携わっていただいております。しかし、広報は必ずしも十分ではない可能性もあるため、今後も引き続き周知と利用の促進に取り組んでまいります。	無
4	86	市の公共施設のバリアフリー化	溝沼子どもプールを利用した際にワクワクドームのように介助が必要な時、着替えの部屋や多目的トイレなどあるといいなと思いました。子どもが大きくなると女性の部屋で着替えるのに目線が気になります。是非家族ルームのような部屋を作ってほしい。  今の時代、男性ルームや女性ルームしかない困る方、抵抗がある方もいると思うので多目的トイレ、ルームなどどの施設にも設置してもらえるといいと思います。	いただいた意見につきましては、バリアフリー、ユニバーサルデザインの取り組みを進める中で必要なものと捉えておりますので、関係課と共有し、今後の施設整備等の参考とさせていただきます。	無
5	70	外出に対する支援	わくわく号だけでなくタクシーなどの障害割引やクーポンなどがあると病院や緊急のときなど助かると思います。	わくわく号のほか、対象者は限定されますがタクシー券の交付や交通費補助(年度1万5千円上限)を実施しています。	無

番号	ページ	見出し等	意見等	市の考え・対応等	修正有無
6	12	③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備	<p>素案のPDFを拝見して気になったのは、『医療保護入院の見直し』です。ただいま、東京都の同意なき社会的入院が問題となり、裁判で争われていますが、医療保護入院や社会が未成熟だった時代の必要悪として生まれたものですので、まずいと思います。</p> <p>この問題の解決も含まれる以下のことを考えてみました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・親族で介護しきれない高齢者について</li> <li>・高齢化した障害者について</li> <li>・若者の貧困問題について</li> </ul> <p>そもそも、健常者と障害者を分けると言うのは、先進国的にはナンセンスだそうです。この考えから、高齢者施設も考えるべき点があるのではないかと思います。</p> <p>そこで、自立を前提とした、若者＋障害者＋高齢者の集合住宅というのはいかがでしょうか？お互い助け合う。若者としても、衣食住の住と食についても負担が期待できるのではないかと思います。</p> <p>また、自立が前提ですので、現役世代の負担の軽減。少子高齢化で現役世代に期待するしかないのに、介護離職の防止につながるのではないかと思います。</p>	<p>医療保護入院の見直しにつきましては、家族が意思表示を行わない場合として、例えば20年以上親交のない遠方の家族等、本人の利益を勘案して同意・不同意をすることが困難な場合などでも、適切に医療を提供できるようにすることを主目的として、法改正されたものです。誰もが安心して利用できる入院医療の実現において入院者の権利を擁護するため医療保護入院の入院期間を定め、一定期間ごとに病状や同意能力等の入院要件の確認を行います。また都道府県による入院者訪問支援事業も創設され、本人の意思を丁寧に関わたり入院中の生活相談に応じるなども予定されております。</p> <p>国や県の動向も注視しつつ、必要な方が安心して医療を受けられる体制整備を目指し、市としても検討していきたいと考えております。</p> <p>後段にいただいたご意見は、関係部署と共有していきたいと考えます。</p>	無
7	72	スポーツ活動の促進、レクリエーション活動の促進	<p>市内のあらゆる場所で障がいの方が楽しそうにしている姿を見た事や記事を見た事が殆どありません。「障がい者」と言っても症状は多く一緒にできませんが、健常者と障がい者が触れ合う場面を設けることにより相互の理解が深まり、新たな朝霞市の魅力が作られるように感じています。「共生社会の実現」の実効的なアクションとして「朝霞市ポッチャ大会」の開催を提案します。市内の障がい者・健常者が年齢・性別なども関係なく、一年に一日でも共用できる時間を持つことが出来たら、朝霞市の魅力が実現できると感じています。私は、数年間から市内の児童館、障がい者NPO団体、自宅マンションなどで「ポッチャ体験会、イベント」を開催していますので、検討が必要であれば参加可能です。</p>	<p>ご指摘のポッチャ大会については、埼玉県ポッチャ協会の主催による大会を令和3年度に市立体育館で開催する際に支援させていただいている他、市で毎年ポッチャ教室を開催するなどしております。</p> <p>その他、ふれあいスポーツ大会、フライングディスク体験会、芸術文化体験教室などを実施しているほか、誰でも参加できるレクリエーション事業を行う団体や事業者へレクリエーション事業補助金を交付するなど、相互理解の機会の創出に努めております。</p>	無

番号	ページ	見出し等	意見等	市の考え・対応等	修正有無
8	100	(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行	<p>入所施設から地域移行について</p> <p>今、朝霞市にあるグループホームは重度知的障害者も受け入れると謳っていますが、実際は利用しようとしても断られたり行き場のない重度知的障害者は大変困っています。</p> <p>また重度知的障害者に特化したグループホームを運営してもらえる所を探しても、少人数では収支が合わない大人数にすれば建築費が高すぎると何処にも建ててもらえない現状です。</p> <p>地域移行をするのであれば、そのような人達も利用出来るように受け入れ態勢を整えて頂ければと思います。</p>	<p>グループホームの設置を検討する事業者から相談があった場合は、重度障害や強度行動障害のある方などの受け入れを働きかけるほか、国・県の補助制度を案内するなどの対応をしておりますが、なかなか進んでいないのが実状であり、大きな課題であると認識しております。今後につきましても事業者への働きかけを積極的に行ってまいりたいと考えております。</p>	無
9	151	成年後見制度利用支援事業	<p>成年後見制度利用支援事業は必須事業ですが、ホームページにも支援の告知はありません。今回の計画でも事業の記載がなく、成年後見制度利用促進基本計画、中核機関設置、協議体いずれも記載がありません。埼玉県調べて県内他市町村では進んでいます。</p>	<p>成年後見制度利用支援事業については、障害者手帳交付時などにお渡しする障害福祉ガイドブックに記載しておりますが、今後ホームページにも記載いたします。また現在、成年後見センターの設置について検討しております。</p>	無
10	123	就労選択支援	<p>就労選択支援の施行も決まっているのに、検討のままです。必須事業は最低限やるべきです。</p>	<p>就労選択支援については、令和4年改正障害者総合支援法の公布後3年以内の政令で定める日から施行されるものであり、現在のところ、具体的な内容や事業者などが決まっていないため、課題等については検討中としております。今後の利用見込については、検討中としておりましたが、特別支援学校等の卒業生の就労アセスメントの利用状況などから、令和7年度、令和8年度の利用見込みを1人と修正します。</p>	有
11	116他		<p>後半の施設の設置について、アンケートの利用中の回答と、市の実績が合っておりません。せっかくお調べいただいたのに、これでは整合性がなく、現状把握ができません。すみませんが、整合性が取れるような説明をお願いします。また、多くのサービスで利用中に比べて今後利用したいが大幅に伸びています。現時点で施設が足りていないのでしょうか？また、利用見込み数、予算を増やしていないサービスが多くあります。</p>	<p>アンケートでの利用中との回答と市の実績との乖離については、介護保険制度との混同などが原因としてこのような結果となっていることをお詫びいたします。利用意向などの潜在ニーズをとらえるために、参考として記載しておりますが、今後のアンケートの取り方など工夫してまいりたいと思います。</p>	無

番号	ページ	見出し等	意見等	市の考え・対応等	修正有無
12	100	(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行	地域移行について、強度行動障害者、重度重複障害者がいるため、施設入所が必要とありますが、強度行動障害者、重度重複障害者も他地域では日中施設に通所しています。権利擁護のため、国の方針として地域移行を勧めています。これらの問題は昨今の情勢から民間の施設の設置が進んでいないことが背景にあると思います。特に支援者の人手不足が深刻で関係者から声が上がっています。厳しい環境は察しておりますが、低すぎる支援者賃金の引き上げが必要です。また公設で施設を作る、委託費用増加など、利用者やご家族が必要なサービスが受けられるよう、施設設置と運営をお願いします。	民間施設の設置が進むためには、介護報酬の見直しや職員の処遇改善が課題だと考えておりますので、機会を捉えて国に要望してまいります。	無
13	101、109 他		協議体などには、当事者および家族の参加も入れていただきたいと思ます。	いただいた意見につきましては、協議体の性質に併せて検討してまいります。	無
14	105他	就労支援	就労支援は就労実績ありきではなく、利用者の特性に合わせたリハビリを優先してお願いします。	市としても実績ありきではなく、利用者の状況に応じた支援が重要だと認識しておりますので、利用者の能力や個性に合わせた就労支援を実施していきたいと考えております。	無
15	-		なるべくインクルーシブを基本に、本人が選択できるように、例えば、イベントは展示だけでなく、当事者が参加して交流できるようにしてはいかがでしょうか。	芸術文化活動やスポーツ活動など参加できるイベントを各種実施しておりますが、今後も参加者が交流できるようなイベントを工夫していきます。	無
16	100	第3章 令和8(2026)年度の目標設定	〈本市の考え方〉「本市では、令和4(2022)年度末時点の施設入所者 87 人のうち6人が、令和8(2026)年度末までに地域生活へ移行することを目標とします。」・現在入所されている方の6人が地域移行することでしょうか。・その6人に受け入れ先はあるのでしょうか。・6人が退去した部屋に新たに入所施設を必要としている人が入所することが今後も出来ますか。朝霞市内にはここ数年の間に株式会社が運営する障害者グループホームがいくつか設立されました。しかし、最重度の障害者や強度行動障害をもつ障害者は支援体制が整わないという理由でショートステイを断られ、入居まで結びつきません。133ページのアンケート結果のように入所施設に今後入所したいと希望している人が沢山います。朝霞市は重度知的障害者、強度行動障害者の受け入れ先について希望者全員が入居出来る環境整備をお願いいたします。	成果目標につきましては数字で示しておりますが、6人に退所してもらうのではなく、6人が地域に移行できる体制整備を目標として定めているものです。市の方針として施設入所者数の数値目標は設定しておりませんので、今後も必要な方の利用を妨げる考えはございません。	無

番号	ページ	見出し等	意見等	市の考え・対応等	修正有無
17	—		<p>相談が気軽にできる場やそこで専門の方を紹介してもらったり、障害者の家族の人が集える場があるといいなあ、こんなところがあるよ、という分かりやすい一覧があるといいなと思います。</p> <p>そして放デイが18歳までですが、その後も利用できる場所がほしいです。</p> <p>福祉関係の方が長く働けるように待遇を改善してほしいのと、その方々の質の向上を望みます。</p> <p>障害のある人も、地域で安心して暮らしていけるようにしてほしいです。</p>	<p>相談や専門機関などについては、手帳交付時等にお渡ししている障害福祉ガイドブックに記載しておりますが、どのようにすればよりわかりやすいものになるか、更に検討してまいります。</p> <p>18歳以上の方につきましては、生活介護や就労継続支援B型などを活用し地域生活を営んでいただくことになります。</p> <p>福祉施設職員の処遇改善は課題だと考えておりますので、機会を捉えて国に要望いたします。</p>	無
18	100	(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行	<p>①地域移行者数 に対して国の成果目標に対して目標を掲げるのは仕方ないですが地域の現状を考えると受け入れ先が整備されていませんし経済負担がかなり大きくなってしまいうため希望者は少ないのではないのでしょうか？また、経済負担を無くすために生活保護の受給のハードルを下げる必要があるのではないのでしょうか？そもそも入所している利用者は重度障害者が多くその方達が入所出来る地域での施設の少なさおよび設備の不備もさることながら重度障害者に対してのスキルのある人材の確保の難しさ、また教育の必要性を感じます。いまだ入所施設を希望している人の待機数は減ることなく推移していることを考えますと現実的な目標とは思えません。最終的に行き場のない重度障害者を増やす結果になりかねず家族の負担が増えるのを懸念しています。</p>	<p>現状として施設入所を希望される方が多くいることは認識しております。国では削減目標が示されておりますが、本市では削減しないこととしております。現在入所されている方の地域移行につきましては、あくまでも本人の希望に基づくことと、地域での受け入れ体制づくりを推進するための成果目標となっております。ご家族の負担を増大させる目標であってはならないことは、言うまでもありません。</p>	無
19	—		<p>あらゆる項目において、市としての評価の基準や重要視されるのは「数」なのかもしれませんが、当事者にとって重要視するのはその中身です。障がい当事者のニーズを細やかに把握してください重度の知的障害があっても入れる近隣市のグループホームは、規模の大ききところばかりです。入れるグループホームがあればどこでもいいわけではありません。それぞれに望む暮らし方があります。規模の大きな「施設」ではない「家」で暮らしたいのです。数だけではないことを分かってください。市として出来ないものを親がやることは容易なことではありません。市として出来ないのであれば、せめてそれをやろうとする事業所や市民団体・個人を全力でアシストしてください。できない理由ではなく、できるための策を一緒に考えてください。短期入所の場も数ではありません。現状を把握してください。モノ言えぬ人の命を預けるのです。市内の短期入所がどのように行われているか、事業所を誘致した市の責任として、現状の把握と改善をお願いします。</p>	<p>市が誘致した事業所はございませんが、適宜現状の把握に努め、改善が必要な事項については事業者と相談していきます。</p> <p>また、支援の質の向上は最も大切なことと認識しておりますので、市としても研修の案内などを通して働きかけていきたいと考えております。</p>	無

番号	ページ	見出し等	意見等	市の考え・対応等	修正有無
20	-		<p>児発や放課後デイでは、事業所ごとに特色があり、選んで通える時代になっているかと思います。整った環境でそれなりの成果を上げて、それを家庭と共有し、家庭でどう活かしていけるかというところまでの返しがなければ、場所が変わればまた繰り返しです。年齢が上がれば更に課題は大きくなるかもしれません。親から育児を取り上げるのではなく、ともに育てることが必要だと思います。</p>	<p>家庭環境に関する支援は重要なことと捉えております。児童発達支援事業所や放課後等デイサービスに通所するだけでなく、ご家庭でできる療育へのアドバイスなど専門家としてご家庭と一緒にお子さんを育てていくため、障害児等療育支援事業を実施し、地域における障害児支援の質の向上に努めてまいります。</p>	無
21	-		<p>福祉施設で働く職員の地位の向上をお願いします。どこの事業所も抱えている人材の問題に関して、市ができることは何ですか。事業所ができることには限界があります。福祉に携わる職員が、心折れずに働けることができるように考えてください。</p>	<p>福祉施設職員の処遇改善は課題だと考えておりますので、機会を捉えて国に要望してまいります。</p>	無
22	-		<p>強度行動障害を有する人を含む重度の障害のある人のためのグループホームを朝霞市内に整備することに、市として具体的な方策を示してください。  *サービス提供事業所へ、重度障害者を受け入れるためのスキルや事例提供など、市が率先して働きかけをする  *障害者福祉を担う社会福祉法人への協力  *障害当事者の家族等の市民団体が事業所を立ち上げを考える時は、そこへの助言・協力  *市独自の、あるいは朝霞市社会福祉協議会によるグループホーム設立の可能性を探る  など、より踏み込んだ具体策を望みます。</p>	<p>P132の■課題・方向性及び方策等に、「医療的ケアや強度行動障害などの重度障害者を受け入れるグループホームの整備を促進」することを記載し、グループホームの設置を検討している事業者に対して、受け入れが可能になるよう働きかけてまいります。</p>	有
23	-		<ul style="list-style-type: none"> <li>・親亡後の生活場所をどうすれば良いかわからない</li> <li>・資金支援でグループホームを作りやすい環境を整えて欲しい</li> <li>・将来一人暮らし出来るか不安である</li> </ul>	<p>親亡き後の生活については非常に重要なこととして捉えております。居住系施設等の整備について、事業者から相談があった場合は国・県の補助制度を案内するなど対応しております。</p>	無

番号	ページ	見出し等	意見等	市の考え・対応等	修正有無
24	101	(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	・精神障害者の地域生活にも対応して欲しい。地域包括ケアシステムの構築、認知度を広めて頂きたい	地域包括ケアシステムの構築につきましては、現在、自立支援協議会の専門部会において検討を進めているところです。検討の進捗状況につきましては、市ホームページを通じて周知を図ってまいります。	無
25	125	(6)就労継続支援(A型)	・市内に就労継続支援A型がなくて困る	ご意見のとおり、現在のところ市内に就労継続支援A型の施設がございません。そのため事業者から施設設置の相談があった際には、市内に就労継続支援A型の施設がないことをご案内してまいります。	無
26	54	■成年後見制度の周知と利用支援	・成年後見制度の活用、認知度を広めて頂きたい	成年後見制度については、ホームページや障害者手帳交付時などにお渡しする障害福祉ガイドブックに記載しておりますが、今後も引き続き周知に努めてまいります。また、成年後見センターの設置について検討しております。	無
27	65	■地域活動支援センター等への運営支援	・就労機会拡大に努める地域活動支援センターなどの運営を支援し強化して頂きたい	地域活動支援センターにつきましては、引き続き運営支援に努めてまいります。	無
28	108	①児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実	・児童発達支援センターの設置を実現して頂きたい	令和4年6月1日から児童発達支援センターとして、元気キッズチルズが運営されております。	無
29	81	■特別支援教育の充実 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全小、中に保護者が依頼した社会福祉事業者や専門家、看護師等の見学、訪問を許可して頂きたい</li> <li>・全小、中の特別支援学級、通常学級の支援員、補助員を増やして頂きたい</li> <li>・特別支援学級、通常学級に在籍する発達障害またはその傾向のある生徒への理解、支援を教師と保護者と福祉事業者で連携しながら育てていく大切さを働きかけて頂きたいそのうえで計画的、継続的な教育を求める</li> <li>・通常学級に在籍する発達障害またはその傾向のある生徒が通常学級で生活困難な場合、全て特別支援学級へ送るしか選択肢がないことに違和感を覚える</li> <li>・全小、中に通級制度を設置して頂きたい</li> </ul>	保育所等訪問支援の実施につきましては、事業所・学校間の理解や連携不足が大きな課題であると考えております。相談支援事業所等を活用し、連携強化のための取り組みを進めると共にケースカンファレンス等を通して問題の共有に努めてまいります。	無



番号	ページ	見出し等	意見等	市の考え・対応等	修正有無
30	-		・障害者プラン、パブリックコメントの認知度が低く読みづらくて見逃されがちである	本計画を策定しましたら、市ホームページにデータを掲載するだけでなく、市の公共施設に印刷した冊子を配置することにより、引き続き周知に努めてまいります。	無
31	100	入所施設者の地域生活への移行	朝霞市としては数値目標を設定しないとありますが、重度障害者を持つ家族としては不安です。数値目標を設定しただけで、基本入所者数を削減する事は変わり無いのでしょうか？我が子は最重度障害者ですが近い将来入所をと考えています。最重度障害者となると施設入所が望ましいと思いますが、それが叶わない今はグループホームに入所せざるを得ないと思います。現在、短期入所を利用していますが色々不安な事が多いです。重度障害者のグループホームでも利用を断られたと聞くこともあります。数字的にはグループホームが足りている事になるかもしれませんが、安心して入所できるグループホームが足りていないのが現状です。(最)重度障害者でも安心して暮らしていけるグループホームを作って頂きたいです。	数値目標を設定しないことで、皆様の不安になるとのご意見をいただき、ありがとうございました。 このことを受け、P100(1)②施設入所者数の<本市の考え方>は、入所者数は「削減しない」に修正します。 また、グループホームについては、幅広い対象者を受け入れる施設設置を求めています。	有
32	35	基本目標5 障害児支援の提供体制の整備等	障害のある子のライフステージに沿って、とありますが、出生時に障害があると分かるケースではなく、育っていく過程で判明する発達障害児のケースなどでは地域子育て拠点もそのライフステージの一つになると思います。ぜひ障害児とその家庭を支える仕組みの中に入れてください。	連携を図る機関として、本文中に「地域子育て拠点」を追記いたします。	有
33	142	(4)障害児相談支援	課題のところの障害児通所支援に関しては、児童発達支援及び放課後等デイサービスを利用する児童が年々増加しており、今後も利用者が増加していくことが予測されます。必要なサービスを【適切に】利用できるように努めます。適切とはどういうことなのでしょうか。子どもの計画相談に忘れてはならないのは「児に対する見立て」だと思えます。相談支援員にはこの見立てをするための情報収集、適切な見立てを望みます。ぜひそのあたりを明確にしてほしいです。そうしなければ、朝霞市独特のこの児童発達支援サービスの過剰供給、過剰需要に歯止めは効きないと思います。必要な子どもに必要なサービスが行き届くようにしてほしいです。	ご意見にありましたように、必要な子どもに必要なサービスが行き届くように、適切な資質向上やスキルアップ、情報共有等のサポート体制を構築するため、基幹相談支援センターや児童発達支援センターなどを活用していきます。	無
34	47, 48	②障害のある人等への理解の促進	講演会の実施や、ボランティア活動等を通じて、障害のある人等への理解を促進します。→これだと、講演会やボランティアに行こうと思った人にしか、障害理解への促進ができません。日常的に、地域や幼稚園、保育所、学校など障害児・者が、生活する場で接する人たちへの理解促進ができるようにしてください。町内会や、地域の幼稚園・保育所・学校で当たり前前に障害のある人が過ごす機会が増やせるよう、またその時に、障害特性を理解できるような配慮が必要です。	ご意見にありましたように、日常的に、地域や幼稚園、保育所、学校など障害児・者が、生活する場で接する人たちへの理解促進のため「障害者週間」などのイベントの開催や交流の場の確保などを通して幅広く理解促進に努めてまいります。	無

番号	ページ	見出し等	意見等	市の考え・対応等	修正有無
35	59	■発達障害のある子どもの相談の充実	児童発達支援センターの機能強化により地域における障害児支援の質の向上、インクルージョンの推進を図ります。→インクルージョンというのは、インクルーシブ教育のことでしょうか？現状の朝霞市の小中学校におけるインクルーシブ教育は、教員・支援員不足により、障害の程度が軽度で1人で通常級に行かれる児童生徒に限定されています。重度の児童生徒は、行事くらいしか通常級と参加できないため、教員・支援員を増員して、障害の重さに関係なく交流できるよう取り計らってください。インクルーシブ教育を本当にするならば、多くの人員が必要です。現状の人員でインクルーシブするとなると、破綻するのは目に見えていますので根本的なところからの改善をお願いいたします。	いただいた意見につきましては、関係課と共有し、今後の業務の参考とさせていただきます。	無
36	59	■発達障害のある子どもの相談の充実	専門家による巡回相談も大切なのですが、巡回相談だと回数が限定されてしまうので、それとは別に、市内全小中学校に常勤のスクールカウンセラーを設置してください。現状の学校は、発達障害児だけでなく、教員の業務過多による退職や休職が多数発生しており、慢性的な教員不足です。教育委員会は、「パーパーティーチャー募集」というメールを、保護者に配信して教員免許のある人を募集していますが、あらかじめ、先生たちがメンタルを病まない環境を作ることも大切です。常勤で配置するスクールカウンセラーが、児童・保護者・教員のケアをすることにより人員不足の軽減につながり、児童生徒が安心して過ごせる環境の学校になります。育み支援バーチャルセンター事業ですが、専門職の方が園や学校に巡回相談された内容や結果を、保護者にも伝えていただき、家庭と園・学校の両方で情報共有し、できることを考えられるとよいと思います。	いただいた意見につきましては、関係課と共有し、今後の業務の参考とさせていただきます。	無
37	61	■福祉人材の確保・育成	息子の通う放課後等デイサービスのスタッフが、今月また2名退職しました。今年に入って5人目です。毎月個人面談、保護者会、定期的に利用者家族も参加できるイベントがあったり、通常の療育を参観させてくれたりと良心的なデイです。みなさん、とても熱心で経験豊富なスタッフたちばかりでしたが、だいたい2年くらいでスタッフが辞めてしまう現状です。いい人材に長く働いてもらうには、スタッフの福祉への情熱や善意に依存しないよう待遇改善が必須です。ぜひ、福祉人材のベースアップをお願いします。	熱心で経験豊富なスタッフが退職されご心配のことと推察いたします。市といたしましては、福祉人材の処遇改善は課題だと考えておりますので、機会をとらえて国に要望いたします。	無
38	61	■障害のある人の家族に対する支援	ヤングケアラーの中には、障害や重い病気の兄弟として生まれた「きょうだい児」が含まれていますので記載をお願いします。きょうだい児は、幼い時から、どうしても病気や障害のある子が中心になりやすく、ずっと我慢をしています。親が死んだら自分が面倒をみなければならないと考える人もいます。きょうだい児だからって、当たり前ではないです。きょうだい児だって、自分の人生の中心に自分を置いて考えてよいし、保護者もきょうだい児に期待しすぎてはいけないと思います。兄弟だから助け合うことはあっても、面倒をみるという関係性ではありません。頼るのは、きょうだい児ではなく福祉です。この考え方が世の中に広まること、朝霞に「きょうだい児の会」ができることを願っています。	ヤングケアラーの中に、障害や重い病気の兄弟として生まれた「きょうだい児」を含んでいると解しておりますので用語解説で明記いたします。また、いただいた意見につきましては、関係課と共有し、今後の業務の参考とさせていただきます。	無

番号	ページ	見出し等	意見等	市の考え・対応等	修正有無
39	63	■意思決定支援の推進	厚生労働省のガイドラインに基づき、意思決定支援の適切な実施を推進します。→障害のある人は、些細なことでも、これまで自分の意志で選択し決定することを許されてこなかった人が多いです。また、障害のある人にとって何かを選択することは難しいと感じたり、苦手な人が多いのも事実です。幼少期から例えば、おやつにチョコとお煎餅のどちらを食べるか選択する機会を作ることなど、ほんの些細なことを日常的に行い繰り返し繰り返し練習していくという地道な作業の積み重ねが必要です。これは、自分で選んでもよいという認識をつけること、それから、障害のある人にどういった支援をしたら選択できて、周囲の人に意志を伝えることができるのかを周囲の人が把握するためにも非常に重要です。すぐにできることではないため、障害福祉サービスに携わる人だけでなく、家族や先生などに広く伝えていくことが必要です。障害のある人が、将来的に重要な決定をする時にだけ意思決定支援をすることがないようお願いします。	意思決定については、重要なご指摘であると捉えております。いただいた意見につきましては、関係課と共有し、今後の業務の参考とさせていただきます。	無
40	63	■経済的な支援	R4年度4月より、「在宅重度心身障害者手当」の減額をR3年3月に文書での決定通知のみで実行されていることに憤りと不安を感じます。市民に対して事前に説明会をしたり、アンケートを取るなどして欲しかった。こういった形で、福祉サービスが削られていくと、この先、別の福祉サービスも同じよう文書通知のみで削られてしまうのではないかと危惧しております。障害のある人は、こういったことがあっても自分で意見を言うことができない人が多いので、今後はやめていただきたい。	制度の変更等につきましては、可能な限り早めに通知や市ホームページにより周知してまいります。	無
41	64	■障害のある人向けの住宅の整備の促進	地域生活への移行において、住宅は必須です。不動産会社の方が、障害のある人が賃貸住宅を借りようとするかオーナーから断られてしまうと書いていました。また、住宅ではないですが、放課後等デイの管理者が、新しく生活介護施設と作ろうと物件探しをした時も、同じように何度も断られてしまい、結局諦めたという話も聞きました。これらは、障害のある人を知らない人が多いのだと感じています。なぜ知らないのかというと、ずっと分離教育をしていたため、身近に障害のある人がいなかったことが大きいと思います。こういう障害のある人は、こういう支援をすることによって、1人で暮らせるなどの啓発もセットで行っていただきたいです。グループホームの数もぜんぜん足りていません。住宅もですが、グループホームももっと増やしていただきたいです。	理解促進の取り組みについては、重要なことであると捉えておりますので、今後も啓発に努めてまいります。いただいた意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。	無
42	64	■居住支援相談事業の実施	新しく居住支援相談事業を取り入れてくださりありがとうございます。現在は、法律や制度は整いつつありますが、まだそれがうまく活用されるころまでは、きていないと思います。ここから、関係各所に声をかけて繋いでいき、人と制度を動かしていくのは、障害福祉課の大きな役割だと感じています。大いに期待しています！また、社会福祉士による相談事業ということですが、地域移行コーディネーターとして専属の人員配置することが重要です。	いただいた意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。	無

番号	ページ	見出し等	意見等	市の考え・対応等	修正有無
43	65	■施設から地域への移行の推進	施設だけでなく、病院と親元からも追加してください。2022年9月に、障害者権利条約に基づく国連の対日審査で、日本は改善勧告を受けています。障害のある人も自分の住みたいところに住めるように選択肢を増やしてください。	施設・病院等と修正いたします。	有
44	70	■移動支援事業等の利用促進	移動支援事業、生活サポート事業を強化してください。利用したいと思っても、いつも空きがありません。ヘルパーさん、車を増やして利用したいときに利用できるようにしていただきたいです。地域で障害のある人が生活することは、地域内を移動するすべが必要なのです。	移動支援事業、生活サポート事業につきましては、事業者から新規登録の相談があった際には寄り添った対応を行っております。道路交通法の改定などにより、アルコールチェックの義務化など、安全性の確保が重要な問題となっておりますので、事業者と連携しながら取り組んでまいります。	無
45	72	■生涯学習の推進	生涯学習関連事業の充実とありますが、→具体的な内容を記載してください。成人した重い障害のある人が、福祉的就労施設や生活介護施設で日中を過ごす場合、15時～16時には帰宅し余暇を過ごすことがほとんどです。学校卒業後の18歳でそのような生活スタイルが始まり、18歳以降の長い人生で、どのような余暇を過ごすかということが障害者の生涯において、非常に重要となります。障害のある人が学校を卒業すると、新しいことにチャレンジする機会は減ってしまい、生活もマンネリ化しやすくなります。年に1回のイベントも大事ですが、障害者が生涯学習として、公民館などの身近な施設で定期的に社会参加できる生涯学習「障害者青年学級」を朝霞市でも開設して欲しいです。障害者が地域で生活するためには、地域の人たちとの交流やつながりと居場所は大事です。また、余暇支援は生きがいにもなるので、社会資源としての障害者青年学級の開設を要望します。生涯学習スポーツ課、障害福祉課、教育委員会、社会福祉協議会で連携して検討をお願いします。町田市、西東京市、富士見市、志木市では行われているのに、どうして朝霞市には無いのですか？	重い障害を有する人々の生涯学習の機会は重要な課題であり、朝霞市として、より効果的な施策を見極める必要もあると考えております。 いただいた意見につきましては、関係課と共有し、近隣市の取り組み状況を確認するなど、今後の業務の参考とさせていただきます。	無
46	81	■特別支援教育の充実	特別支援学級補助員の配置とありますが、→具体的な数値を出してください。現状は、児童の人数や実態に合わせて配置されているようには思えません。一律に1クラス1人と配置するのではなく、児童の人数や障害の実態に合わせて、配置していただき、特別支援学級に在籍するすべての児童が通常級に交流に行く、適切な教育を受けられるようにしてください。	具体的な目標設定については、今後評価指標等を作成する中で検討いたします。また、いただいた意見につきましては、関係課と共有し、今後の業務の参考とさせていただきます。	無
47	82	■交流及び共同学習の推進	通常学級と特別支援学級の児童生徒が共に学ぶ機会の設定とありますが、→現状の特別支援学級補助員が不足している状態では、十分な共同学習ができません。インクルーシブ教育をするためには、教員・補助員・支援員などの人員が必要です。児童数や、障害の実態に合わせて、増員していただけますようお願いいたします。	インクルーシブ教育の実現のため、関係課と共有し、今後の業務の参考とさせていただきます。	無

番号	ページ	見出し等	意見等	市の考え・対応等	修正有無
48	82	■障害のある人を理解する学校教育の充実	障害のある人との交流教育とありますが、→学校によっては、行事のみを特別支援学級と通常級が行うだけで、日常的な交流がない場合があります。主に特別支援学級補助員が不足していることが原因です。ぜひ、実態に見合った人員配置をしていただき、どの学校でも交流が行われるようにしてください。	人員不足につきましては、すぐに解決できる問題ではありませんが、関係課と共有し、今後の検討課題とさせていただきます。	無
49	86	■公園の整備	バリアフリートイレの整備→ありがとうございます。住民に憩いと安らぎの場を提供する公園を整備とありますが、トイレだけでなく遊具もユニバーサルデザインの遊具にして、障害のある子もない子も遊べるインクルーシブ公園を作ってほしいです。その際には、ユニバーサルデザインの遊具を設置するだけでなく、利用する人たちに障害がある人のことを理解できるよう、周知することも非常に重要だと考えます。県内だと、三郷市、秩父市に、インクルーシブ公園あるので、ぜひ参考にしてください。障害理解への啓発とセットにいただき、いろいろな子どもがいることを公園を利用する地域の人たちに知ってもらい、交流できる場にしてほしいです。	担当課において、インクルーシブ遊具の導入など、現在検討を進めております。	無
50	90	■地域医療体制の充実	重度障害や精神障害など、障害の状況に応じた適切な医療の確保に努めます。とありますが→まだまだ障害者が、地域の病院にかかろうとするとその特性を理解してもらえず、暴れてしまうと「こういう子は無理」と言われてしまうことがあります。それで、心が折れて通院を我慢してしまう保護者もいます。迷惑をおかけすることは重々承知の上ですが、どうか医療関係者の方にはご理解とご協力をお願いいたします。	障害に関する理解促進については重要な課題であると捉えておりますので、今後も啓発に努めてまいります。	無
51	90	■医療関連サービスに係る経済的支援	R4年度10月より「重度心身障害者医療費」の所得制限と月額限度額設定について、文書での決定通知のみで実行されていることに憤りと不安を感じます。市民に対して事前に説明会をしたり、アンケートを取るなどして欲しかった。こういった形で、福祉サービスが削られていくと、この先、別の福祉サービスも同じよう文書通知のみで削られてしまうのではないかと危惧しております。障害のある人は、こういったことがあっても自分で意見を言うことができない人が多くいるので、今後はやめていただきたい。	制度の変更等につきましては、可能な限り早めに通知や市ホームページにより周知してまいります。	無

番号	ページ	見出し等	意見等	市の考え・対応等	修正有無
52	92	■災害時における障害のある人への支援の充実	<p>社会福祉施設などを障害のある人の福祉避難所として協定を締結し、活用するよう努めます。とありますが、→福祉避難所となる施設には、もともと利用している方がいるので、福祉避難所として受け入れられる人数は、非常に少なくおそらくですが、一つの施設につき1～2人くらいになるのではないかと思います。また、受け入れ人数に限りがあるため、障害者の家族と一緒に避難できない場合も多くあると聞いています。災害時に家族と離れて生活するというのは、障害のある人にとっても、家族にとっても、ものすごく負担になりますので、避難場所となる体育館のある小学校校舎内にも福祉避難所を設置してください。お隣の新座市では、福祉避難所を地域の小学校の校舎内家庭科室に設置しています。朝霞市でもぜひご検討をお願いします。また新座市では、「新座市ふれあい防災キャンプ」という小学校体育館に宿泊訓練もできる防災訓練もしていますので、朝霞市でもぜひ取り入れてほしいです。環境の変化が苦手な障害者にとって、事前に体験しておくことは、パニックを減らすために非常に有益なので、朝霞市でも取り入れてほしいです。こういった防災訓練によって、自分たちの住む地域にどういった障害を持つ人が居住しているかを、台帳だけでなく直接顔をあわせて知るチャンスでもあるので、町内会などを通じて、健常者と障害者の両方に、防災訓練への参加を呼びかけてほしいです。それから、朝霞市の災害時支援用バンダナ(聴覚障害者向け)から、いろいろな障害や支援が必要な人も使用できるバンダナへの変更検討をお願いします。国分寺市の災害時等障害者支援バンダナ(視覚障害、聴覚障害、「支援の必要です」、コメント記入欄があり、支援の必要な様々な方に対応できる仕様になっている)が参考になりました。</p>	<p>福祉避難所につきましては、新規施設の開設があった場合等に協定の締結をお願いし、拡充を進めております。今後、福祉避難所の活用などを想定した防災訓練を実施するとともに、新座市の事例など近隣市の状況につきましては調査研究を進め、防災体制の検討を進めていきたいと考えております。また、災害時支援バンダナにつきましては、次回作成する際、他市を参考に検討させていただきます。</p>	無
53	92	■ボランティアの確保 ■地域ぐるみの協力体制の整備	<p>災害状況によっては、市内の移動も困難になる可能性もあります。ぜひ、地域ぐるみで協力しボランティアも地域の中から、地域の学校内にある福祉避難所に派遣できるとすみやかに活動できると思いますので、連携をおねがいします。</p>	<p>地域での協力体制の構築は重要な課題であると考えております。各種機関・団体と連携しながら取り組んでまいります。</p>	無
54	95	(3)入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備	<p>障害者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、とありますが、→地域生活への移行は入所だけでなく、病院や親元からの自立も含まれますので、入所・病院・親元からの地域生活への移行に表記を変えてください。</p>	<p>入所・入院等と修正いたします。</p>	有
55	100	②施設入所者数	<p>県では数値目標を設定しないこととしており、本市でも同様とします。とありますが、→県と足並みを揃える必要はないので、朝霞市の数値目標を設定してください。2022年9月に、障害者権利条約に基づく国連の対日審査で、日本は改善勧告を受けています。今すぐには難しくても、目標として掲げないことには何も始まらないので、県と足並みを揃えず、まずは朝霞市からできることを考えていくためにも、入所施設の入所者数も設定した方が、より目標を達成するために、必要なことが具体的になるのではないのでしょうか？</p>	<p>成果目標としての入所者数は「削減しない」に修正します。本項目につきましては、国・県の指針を踏まえた目標を設定するものとなっております。本市の今後の見込や方向性につきましてはP133「(2)施設入所支援」に記載しており、利用者が増えることを想定して、ニーズを把握し、施設との連携及び利用調整を進めることとしております。</p>	有

番号	ページ	見出し等	意見等	市の考え・対応等	修正有無
56	103	(3)地域生活支援の充実	コーディネーター及び地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス等の担当者を配置するとともに、とありますが、→これはコーディネーターを地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス等の担当者が兼任することですか？コーディネーターは専属の方を配置するようお願いいたします。	コーディネーター等の配置につきましては、基幹相談支援センターを設置する中で、検討いたします。	無
57	118	(4)行動援護	サービスの対象者に制度の周知を行いながら、とありますが、→具体的にどのように周知するのですか？行動援護に限らずですが、利用できる障害福祉サービスがわかりにくいです。プッシュ型で利用者に通知するなど具体的に記載してください。	障害福祉サービスにつきましては多岐に渡ることから、相談支援事業所を通じて利用者の状況に合わせて提案しております。	無
58	120	(1)生活介護	サービス提供事業所の拡充に努めます。と、ありますが、→放課後等デイの事業所が、新しく生活介護施設を作ろうと物件探しをしたのですが、物件を借りようとするとオーナーから断られてしまうと不動産会社の方から聞きました。何度も断られてしまい、物件が見つからなかったこと、施設のスタッフが集まらなかったことから、結局諦めたという話も聞きました。物件に関しては、障害のある人を知らないオーナーが多いのだと感じています。また、スタッフ集めが困難というのは、障害福祉に関わる人材不足が原因です。障害理解のための啓発、地域に住む人が多様性を理解するためのインクルーシブ教育、福祉人材の待遇改善を望みます。多機能型の生活介護施設をもっと増やしていただきたいです。	障害に関する理解については、毎月広報に掲載するなど、引き続き啓発に取り組んでまいります。また、福祉人材の処遇改善は課題だと考えておりますので、機会を捉えて国に要望いたします。	無
59	129	10)短期入所	アンケート結果においては、利用希望者数が多くなっており、とありますが、→実際に利用したいと思ひ予約の電話をしても予約できたのは、3ヶ月先です。これでは、緊急時に利用したいと思っても難しいですので、もっと短期入所できる施設を増やしてほしいです。	短期入所や緊急時の受け入れ先の確保は重要な課題であると捉えております。いただいた意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。	無
60	132	(1)共同生活援助(グループホーム)	利用実績及びアンケート結果から、今後も利用者が増加すると予測し、とありますが、→絶対増加しますので、現在のグループホームだけでは足りません。新しくグループホームを増やして欲しいです。	いただいた意見につきましては、今後の需要や動静を注視し、事業者からの相談に対し、適切に対応してまいります。	無
61	135	(1)計画相談支援、地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)	きめ細やかなサービス等利用計画の立案により、障害福祉サービスが必要な人を支援していくとともに、計画案の質の確保を行います。とありますが、→きめ細やかなサービスをするためには、相談員の数が必要だと思ひます。相談員1人あたりが抱える利用者の人数が多すぎるのが原因です。まずは、相談員の増員をお願いします。	基幹相談支援センターの設置等相談支援体制の拡充に努めてまいります。	無
62	161	(1)レクリエーション活動等支援	今後も、障害のある人だけでなく、障害のない人も参加対象とし、とありますが、→今年度のふれあいスポーツ大会に参加しましたが、参加者のほとんどが障害者で障害のない人は、障害者の家族がほとんどのようでした。家族以外のボランティアも募集して、地域の障害のない人とある人がふれあいできるスポーツ大会にしてください。	例年ボランティアの募集は行っており、お手伝いいただいております。また、今後も広く募集いたします。	無

番号	ページ	見出し等	意見等	市の考え・対応等	修正有無
63	132	(1)共同生活援助(グループホーム)	障がい者の生活支援であるグループホームについて。現在、朝霞市内には、中規模と思われるような定員のグループホームが何ヶ所かありますが、「地域で自分らしく」暮らしていくために適切とは思えない規模であると考えます。今回の障がい者プランの素案の中に記されている、グループホームに関する記述では、「障がい者のある人の自立、地域移行を支えるために欠かせない基盤」とあり、まさしくその通りであると思いますが、ただ地域で生活することだけでは、その人の思い描く生活が成り立つとは思えません。その人その人の思いに合った環境を丁寧に選び取れることは、その人らしく生きる第一歩として大切なことではないでしょうか。小規模のホームが地域内に何ヶ所もあることが重要です。自分が育った家のように、家族のように暮らせる場所が、グループホームの特徴と考えます。実際、高齢者のホームでは、そのような形態は普通に見られ、その人らしく過ごすことのできる場所が障がい者のそれよりも多くあると思います。設置については「期待する」だけでなく、朝霞市は積極的に設置の後押しをし、やる気のある事業者を支援してもらえたらと思います。生活の場は、全ての人にとって、生きていく上でとても大切なものです。	P132の■課題・方向性及び方策等に、「医療的ケアや強度行動障害などの重度障害者を受け入れるグループホームの整備を促進」することを記載し、グループホームの設置を検討している事業者に対して、受け入れが可能になるよう働きかけてまいります。	有
64	-		障がい者の余暇について就学の場、就労の場と共に、人にとって重要なのが余暇の時間です。障がい者本人やその家族だけでは得られない体験や生活を豊かにする時間には、いろいろな取り組みがされていますが、まだまだ足りないと感じます。特に就学後の年代からは、家族以外の人との接点も大きく減り、運動量も激減します。心身ともに健康であるために、余暇の機会をもっと得られるような取り組みをプランには期待したいと思います。社会福祉協議会にも、是非力を入れていただきたいです。	余暇支援については重要な課題であると捉えております。 いただいた意見につきましては、関係課と共有し、今後の業務の参考とさせていただきます。	無
65	111	(7)相談支援体制の充実・強化のための取組	基幹相談支援センターの設置。 ぜひ早急に設置を望みます。 包括的な基幹センターは必要だと思います。	基幹相談支援センターにつきましては、令和6年度中の設置を目指しております。	無
66	110	(6)発達障害者等に対する支援	ペアトレなどの支援体制 子供たちへの支援、配慮を充実する為には大人への知識、啓蒙が大事だと思います。	ペアレントトレーニングにつきましては、担当課において引き続き実施いたします。	無



番号	ページ	見出し等	意見等	市の考え・対応等	修正有無
67	59	■発達障害のある子どもの相談の充実	はぐくみ支援バーチャルセンター事業について 巡回相談ではなく、小中学校ではスクールカウンセラーの常時在職を求めます。 理由としては事務事業評価シートの今後の方向性欄取組等にも書いてあるように対象児童数が増加しています。 支援学級へのニーズも高まり、子供が通う小学校では、来年度には知的と情緒各2クラス 計4クラスになる可能性があります。 また、軽度、境界知的等通常クラスでも課題はあります。 理由をまとめると ①対象児童数の増加 ②教職員の負担軽減 ③保護者の相談支援 いつでも相談できる方がいい ④教育の中に福祉専門家をいれて教職員へにアドバイス  です。	スクールカウンセラーの常時在職につきましては、予算上、人員上の課題がありますので、いただいた意見につきましては、関係課と共有し、今後の業務の参考とさせていただきます。	無
68	80	②教育の充実	障がい児支援計画と教育支援プランABの統一化  理由 福祉、教育でも支援計画が個々にあるので共有して、同じ目標、支援で統一感あったほうがより充実した支援ができると思います。  計画相談員が保護者への承諾にて学校への教育支援プランの開示請求ができて良いと思います。	いただいた意見につきましては、関係課と共有し、今後の業務の参考とさせていただきます。	無
69	82	■交流及び共同学習の推進	教育委員会でも支援籍交流学习があります。 実際には教職員の理解不足。 人手不足にてある程度レベルのある軽度、境界知的障がいの子が対象な感じが否めない。  学習発表会や作品展などの「イベント」ではなく生活の中の「日常」としてインクルーシブ教育を推進してほしい。  それに伴い子どもたちへの福祉教育として「日常」の授業の中に「福祉教育」の教科を取り入れてほしい。 福祉教育は社会性の教育なので繰り返し、繰り返し、日常として共同学習していかないと啓蒙にはならない。	インクルーシブ教育を進める上で、「日常」という考えは大変重要なことだと捉えております。 いただいた意見につきましては、関係課と共有し、今後の業務の参考とさせていただきます。	無

番号	ページ	見出し等	意見等	市の考え・対応等	修正有無
70	-		<p>療育は「教育」と「医療(福祉)」の両輪 福祉は教育と共に協力、連携して取り組む方がより良い支援ができると思います。</p> <p>ノーマライゼーションの理念の下インクルーシブ教育の姿 共同、協同の気持ちで社会性を育む。</p> <p>教育委員会と福祉課の共同でインクルーシブ教育担当の部署を作っても良いとも思っています。</p> <p>何度も言いますが教育と福祉の連携、協力体制を強く求めます。</p> <p>理念だけではなく望ましいインクルーシブ教育に挑戦してほしいです。</p>	<p>インクルーシブ教育については重要な課題であると捉えております。いただいた意見につきましては、関係課と共有し、今後の業務の参考とさせていただきます。</p>	無
71	100	<p>①地域移行者数 ②施設入所者数</p>	<p>国の基本指針により施設入所している障害者を令和8年度までに6%以上地域移行するという成果目標が設定されています。 市としては入所施設者数の削減の数値目標を設定しないこととしているようですが、そうであるならば今後、市としてどのような対策、整備をしていくのか具体的に市民に示していただきたいです。 重度障害者や強度行動障害者は地域で生活することが困難であり実際にグループホームとの契約が出来ない事例もあります。 市として地域移行を推進するのであれば障害者が親亡き後、安心して暮らせるグループホームの整備事業を計画的に取り組んでいただきたいです。</p>	<p>P132の■課題・方向性及び方策等に、「医療的ケアや強度行動障害などの重度障害者を受け入れるグループホームの整備を促進」することを記載し、グループホームの設置を検討している事業者に対して、受け入れが可能になるよう働きかけてまいります。</p>	無
72	48	<p>■精神障害のある人(発達障害・高次脳機能障害を含む)への理解の促進</p>	<p>この事業の中で、高次脳機能障害や若年性認知症の理解促進を図っていった下さい。また、可能であれば、高次脳機能障害や若年性認知症の認知度も調査して、啓発事業の効果を評価できるようにしていただくと嬉しく存じます。</p>	<p>広報あさかに毎月「わたしたちができること～障害者差別解消法～」として、障害に関係する啓発を行っております。また、高次脳機能障害地域相談会の周知と後援を行い、啓発に努めております。 いただいた意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。</p>	無
73	59	<p>■発達障害のある子どもの相談の充実</p>	<p>強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児についても、相談を充実する施策を記して下さい。</p>	<p>P34、P77基本目標4において、「障害のある児童(強度行動障害、高次脳機能障害等を含む)」と記載を修正し、施策の対象であることを明示します。</p>	有

番号	ページ	見出し等	意見等	市の考え・対応等	修正有無
74	63	■介護保険との連携	<p>以下のような文章に直してください。</p> <p>高次脳機能障害のある人や若年性認知症の人に対し、介護保険サービスや障害福祉サービス、相談窓口についての情報を提供するとともに、家族に対する相談支援体制の充実を図ります。</p> <p>また、高次脳機能障害や若年性認知症について、行政や民間の相談窓口従事者を対象とした講演会や研修を充実し、資質の向上を図ります。</p>	<p>前段部分についてはご意見のとおり修正します。</p> <p>後段については、P48■精神障害のある人への理解の促進の記載を修正します。</p>	有
75	66	(3)コミュニケーション支援	失語症向け意思疎通支援事業についての施策を記してください。	県の動向を鑑み、今後の検討課題とさせていただきます。	無
76	73	第3章 就労を支援する	就労している人が、休職を経て、復職をする際の支援などについて、施策を記して下さい。	P75②就労の促進と安定に追記します。	有
77	77	第4章 共に育ち、共に学ぶ療育・教育を推進する	強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対する支援についても、施策を記してください。	P34、P77基本目標4において、「障害のある児童(強度行動障害、高次脳機能障害等を含む)」と記載を修正し、施策の対象であることを明示します。	有
78	87	(2)保険・医療サービスの充実	「医療と障害福祉との連携の推進」といった施策を加えて下さい。	P90地域医療体制の充実に記載してあると捉えております。	無
79	87	(2)保険・医療サービスの充実	器質性精神障害(高次脳機能障害、若年性認知症)と早期に診断される体制の整備について施策を記して下さい。例えば、高次脳機能障害や若年性認知症の疑いのある方を、埼玉県総合リハビリテーションセンターや認知症疾患医療センターを紹介する、といったものを。	早期診断体制につきましては、医療機関での理解や緊密な連携が重要であると捉えております。いただいた意見につきましては、関係課と共有し、今後の業務の参考とさせていただきます。	無
80	97 108 136 142 144	(5)障害のある児童の健全な育成のための発達支援 他	強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対する支援についても、施策を記して下さい。	P34、P77基本目標4において、「障害のある児童(強度行動障害、高次脳機能障害等を含む)」と記載を修正し、施策の対象であることを明示します。	有
81	101	(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を「精神障害(発達障害及び高次脳機能障害を含む。)にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に直して下さい。	説明文を精神障害(発達障害及び高次脳機能障害を含む。)に修正します。	有

番号	ページ	見出し等	意見等	市の考え・対応等	修正有無
82	103	(3)地域生活支援の充実	<本市の考え方>として「強度行動障害を有する人への支援ニーズを把握し、支援体制の整備に向けた検討を進めていきます。」としているところを「強度行動障害や高次脳機能障害(若年性認知症)を有する人への支援ニーズを把握し、支援体制の整備に向けた検討を進めていきます。」と直して下さい。	ご意見のとおり修正します。	有
83	120 129 132	(1)生活介護 (10)短期入所 (1)共同生活援助(グループホーム)	高次脳機能障害(若年性認知症)を有する障害者の利用者数の見込みも記して下さい。	現時点では見込数の算出が困難なため、今後の検討課題とさせていただきます。	無
84	134	4 相談支援	「■対象者」のところで、「介護保険サービスと障害福祉サービスの両方を利用する場合」について記されていますが、この部分に「介護保険法の規定による保険給付が優先されることが、あたかも介護保険のみの利用に制限されるとい誤解を障害福祉サービス利用者にも与えることのないよう」に「利用者及び関係者へ適切に案内を行う」旨を明記してください。	対象者として記載すべき内容ではない説明を記載していたため、記載内容を見直します。	有
85	163	その他(市の独自事業)	「精神障害者保健福祉手帳」及び「自立支援医療証」の更新期日到来に関する事前案内を実施してください。	更新期日につきましては、手帳交付時にご案内しております。	無
86	164	(7)自動車運転免許取得費・改造費の助成	脳卒中の後遺症で高次脳機能障害などを負った方が自動車運転の再開をする際に係る費用についても、助成の対象として下さい。	いただいた意見につきましては、需要など、今後調査研究してまいります。	無